

令和6年度紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金

紀の川市でスポーツ合宿

その力、最大限に。

全国トップクラスの補助額

1団体あたり
最大**20**万円

〔補助額〕
のべ宿泊人数×5,000円

〔補助対象〕
紀の川市内で
スポーツ合宿等
を行う市外の団体

※市内で開催される大会参加にも
利用できません。
※紀の川市団体旅行誘致促進補助
金との併用はできません。

ハンドボール

ソフトボール

お問い合わせ先



和歌山県紀の川市観光振興課

Mail:k080400-001@city.kinokawa.lg.jp

<https://www.city.kinokawa.lg.jp/kankoshinko/2022-0630-1103-12.html>

〒649-6417 和歌山県紀の川市西大井338番地
TEL:0736-77-0843 FAX:0736-79-3928

まずは、紀の川市LINE公式
アカウントのお友達登録を!



紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金交付申請について

補助対象

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に、紀の川市内の宿泊施設に10人以上の団体で一泊以上の宿泊を伴うスポーツ合宿等を実施する市外の団体に対して下記のとおり補助金の交付を行います。

※ただし、合宿等を実施するスポーツ団体はハンドボールとソフトボールに限ります。

補助額

のべ宿泊人数×5,000円〔上限200,000円まで〕

補助金交付までの事務的な流れ

交付申請書【様式第1号】を紀の川市観光振興課へ提出(申請)

添付書類

・スポーツ合宿行程表(市内の飲食店等で1人1食以上の昼食を購入する行程であるもの)

【要綱・申請書類】 紀の川市ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.kinokawa.lg.jp/kankoshinko/2022-0630-1103-12.html>



観光振興課で申請を受け、内容を審査し、適当と認めるとき

交付決定通知書【様式第2号】により通知

交付決定を受けてスポーツ合宿を実施

実績報告書【様式第6号】を紀の川市観光振興課へ提出

添付書類

・スポーツ合宿にかかる宿泊証明書
・市内の飲食店等で昼食を購入をしたことが分かるもの(領収書の写し等)
・スポーツ合宿の参加者名簿
・市内における公共のスポーツ施設を利用したことが分かるもの

確定通知書【様式第7号】により補助金額を通知

交付請求書【様式第8号】を紀の川市観光振興課へ提出

補助金を交付

※期間中においても、補助金交付見込額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。(先着順になります。)

※補助金は期間を通して一団体あたり上限額200,000円までとします。

(ただし、同一団体の交付は、同一年度内において1回を限度とする。)

お問い合わせ先



和歌山県紀の川市観光振興課

〒649-6417 和歌山県紀の川市西大井338番地
TEL:0736-77-0843 FAX:0736-79-3928

Mail:k080400-001@city.kinokawa.lg.jp <https://www.city.kinokawa.lg.jp/kankoshinko/2022-0630-1103-12.html>